

喫煙マナーにご協力ください

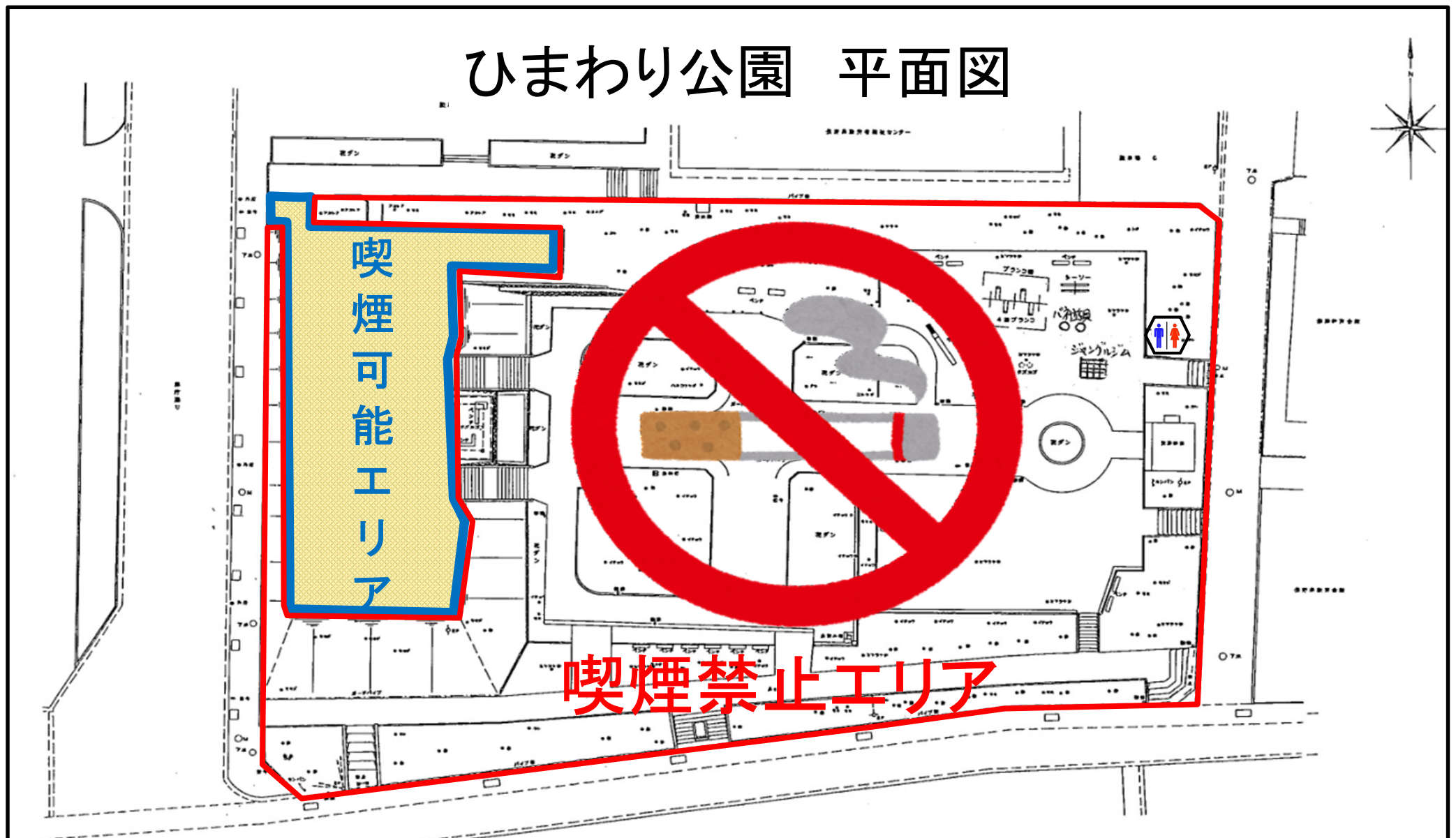
交通広場利用者・周辺住民・歩行者の
受動喫煙防止のため、喫煙場所を
西側高台エリアに限定します。

ご理解とご協力をお願いします。



「長野市ポイ捨て、道路等における喫煙を防止し、きれいなまちをつくる条例」により、道路や公園での「吸い殻等のポイ捨て」及び「灰皿がない場所で携帯灰皿を持参していない者の喫煙」は禁止されています。

ひまわり公園 平面図



吸殻ポイ捨て、喫煙禁止エリア内での喫煙等マナー違反
が散見される場合、全面的に喫煙禁止とすることがあり
ます。

長野市公園緑地課